

豊かな森づくりのための世界的な取り組み

～森林管理協議会（F S C）の働き、 その原則と規準の理解のために～

森林認証とは

森が健全かどうか、森が正しく管理されているか、森に働く人たちの暮らしが守られているかなどを世界的な基準で審査します。また、森から生産される木材や炭などに認証マークをつけて、それを使う人に正しく届けられているのかを審査します。このような世界的な森を守り育てる取り組みが1993年から始まっています。木で家を建て、家具や紙を使う人が、この認証マークの付いたものを使うと、世界の森が健全に保たれ、地球環境を守ることに繋がります。

森林管理協議会（F S C）とは

世界の森の審査を行う中心的な組織は、木材の生産・加工・流通に携わる企業のみならず、環境N G Oや先住民団体までもが集まって作った森林管理協議会（F S C）です。森林管理協議会はメキシコに本部をおき、先進国と開発途上国の意見が公平に反映される仕組みで動いています。会員数は2002年6月現在で556、世界で認定された森は2002年8月現在で56カ国、452カ所、面積は約2,963万ヘクタールで、日本の国土面積の約8割に相当します。日本でも今まで4箇所が認定されています。

審査は誰がどのように行うか

実際の審査は、森林管理協議会から認められた組織が行います。2002年8月現在、世界には11の審査組織があります。日本での審査は、イギリスやアメリカの審査組織が行っています。審査は大きく2つに分けることができます。ひとつは森林の管理を対象とした審査で、森の状態を実際に観察し、森からの収穫が続けられているか、環境を守っているかなどを調査し、森に働く人の健康や安全についても点検します。また、森林の管理が計画的に行われているかなどを書類で審査します。もうひとつは、森から収穫された木材が加工され、使う人（消費者）にまで正しく届けられているかなどを、加工工場などで審査します。認証の有効期限は5年間で、その間、毎年検査/監査が行われます。5年後に、今までの実績を考えて、また新たな審査が行われます。森林管理協議会（F S C）は、世界の森林が正しく審査されたかどうか、審査する組織や認証された森林について点検します。

ではどのように森を管理すれば、審査に合格するのでしょうか？

F S Cの審査では、次のような森の状態と森の管理が求められています。審査の基は、10の原則と56の規準からなっています。そして、審査する組織は、この原則と規準に沿って認証に値するかどうか審査します。

原則1．すべての法律や国際的な取り決め、そしてF S Cの原則を守っている。

まず当然のことですが、関連する国内の法律や国際的な取り決めに従わなければなりません。その上で、F S Cの原則を長期間にわたって守ることになります。

- 1.1：国内法を守っている。
- 1.2：税金などを正しく支払っている。
- 1.3：国際的取り決めを守っている。
- 1.4：法律と「F S Cの原則」とが合わない場合は、審査する組織の指示に従う。
- 1.5：不法伐採などの違法な行為を行っていない。
- 1.6：「F S Cの原則」を長期にわたり守ることを約束している。

例：森林法、自然公園法、生物多様性条約等

原則2．森林を所有する権利や利用する権利が明確になっている。

世界には、森林を所有する権利や利用する権利がはっきりしていない地域があります。このような場合、森林を利用して生活している人々と、政府または伐採会社の間に争いが起こることがしばしばあります。また、森林管理の責任があいまいだと、無秩序な森林の利用につながりかねません。誰が森林を利用・管理するのかを、はっきりと決めることが重要です。

- 2.1：土地を所有する権利、森林を利用する権利が明確である。
- 2.2：地域社会が持つ慣習を尊重している。
- 2.3：土地の所有や借地に関する争いは解決している。

例：所有者界が明確に示された図、借地契約書、隣地との紛争が過去になかったこと等

原則3 . 昔から森に暮らす人びと（先住民）の伝統的な権利を尊重している。

昔からその土地で暮らし、森林を利用してきた人々の中には、森林とうまく共存しながら生活してきた人々がたくさんいます。しかし、現代の世界では、そのような人々は弱者になってしまうことが少なくありません。先住民の生活や権利を無視した森林開発が行われることがありますが、彼らの伝統的な権利を尊重し、彼らが持つ知恵から学ぶことも大切です。

- 3.1：先住民の土地やテリトリーを尊重している。
- 3.2：先住民の大切にしている資源を尊重している。
- 3.3：先住民の例えば宗教的に重要な意味を持つ特別な土地を尊重している。
- 3.4：先住民の持つ森の知恵を無断で使っていない。

例：日本の場合はアイヌ民族の伝統的慣習

原則4 . 地域社会や労働者と良好な関係にある。

森林管理が地域に与える影響は、環境のみならず、社会や経済にも及びます。また一般的に、森林を管理する仕事には危険がともなう場合が多くみられます。

地域社会に貢献するには、森林で実際に働く人に対しても、森林の周辺で生活する人に対しても、十分な配慮をした森林管理でなくてはなりません。

- 4.1：地域社会に雇用や訓練などの機会を与えている。
- 4.2：労働者やその家族の健康や安全に配慮している。
- 4.3：労働者の労働組合を組織したり、雇用主との交渉する権利を守っている。
- 4.4：地域社会に配慮した管理計画をたてている
- 4.5：地域からの苦情には誠意をもって対処している。

例：地域林業の模範となる経営、労働者の長期間雇用等

原則5 . 森から得られる収穫が豊かなものである。

私たちが森林から受ける恩恵は、木材だけではなく、多種多様です。例えば、豊かな森林から流れてくる川は、水量が一定で、水の中には栄養分が含まれます。この水が海へと流れることによって、海が豊かになるのです。私たちは、森林がもたらすさまざまな恵みを認識し、その恩恵をいつまでも受けられるような森林管理をしなければなりません。

- 5.1 : 森林管理は、環境を守りつつ経済的に継続している。
- 5.2 : 森がもたらす様々な生産物を最大限に利用している
- 5.3 : 現場や加工作業での廃材を最小限に抑え、森林資源に悪影響を与えていない。
- 5.4 : 地域経済の強化と多様化に努め、一つの産物のみに頼ることを避けている。
- 5.5 : 森が、水資源や河口の漁場などへもたらす恵みを認め、その価値を高めている。
- 5.6 : 森からの生産物を収穫しすぎることなく、将来にわたって永久に継続する。

例：各樹齢の木が同じ面積存在し、毎年均等な収穫ができる状態、木材の安定的供給等

原則6 . 多くの生物がすむ豊かな森である。

人が森林を利用すると、その森林の「豊かさ」が失われることがあります。逆に人が利用することで「豊かさ」が増すこともあります。人が森林を利用しながら、森林の「豊かさ」を保持するためには、注意しなければならない点があります。

- 6.1 : 環境へ与える影響の評価を正しく行っている。
- 6.2 : 貴重な生物を守っている。
- 6.3 : 多くの生物がすむ森となっている。
- 6.4 : 自然環境に優れる保護区を設けている。
- 6.5 : 土砂の崩れや水の汚れを起していない。
- 6.6 : 有毒な薬品の使用を避けている
- 6.7 : 森を汚染しないように化学薬品や燃料は適切な方法と場所を選んで管理・処理している
- 6.8 : 遺伝子組換え生物を持ちこんでいない。
- 6.9 : 外国の樹種や土地に合わない植物を植えていない。
- 6.10 : 今まである自然の森を人工林や他の土地に変えていない。

例：景観に優れた森林、年齢・高さが異なる樹木により構成された森林、河川・溪流の自然維持等

原則 7 . 森林管理が調査された基礎データに基づき、計画的に実行されている。

長期間にわたって森林を管理していくためには、しっかりした計画をたてなければなりません。そして、その計画が、文章できちんと示されていること、計画に沿って実際の管理が行われていることが重要です。さらに、定期的に計画を見直し、状況に応じて改善することが大切です。

- 7.1 : 森林を維持管理するための綿密な計画を立てている。
- 7.2 : 管理計画は環境・社会・経済状況の変化に応じて定期的に改めている。
- 7.3 : 「森に働く人」は、管理計画を確実に実行するための適切な訓練と指導を受けている。
- 7.4 : 管理計画についての基本的事項の概要を公開している。

例：森林経営方針、短期・中期・長期の森林経営計画、計画実施が証明できること等

原則 8 . 適切な森林管理を行っているかどうかを定期的にチェックしている。

森林管理は、まず計画を立てて、そしてその計画を実行していくこととなります。計画の実効性を確かめるためには、定期的なチェックを欠かすことができません。

- 8.1 : 定期チェックの回数と内容は、影響を受ける環境の状況に応じて決めている。
- 8.2 : 定期チェックは、生産性、森林の成長、動植物の構成、環境と社会への影響、費用などについて行っている。
- 8.3 : 収穫された木材や加工品の流れを証明し、認証されない木材等が混ざらないようにしている。
- 8.4 : 定期チェックの結果を、管理計画の実行や見直しに反映している。
- 8.5 : 定期チェックの結果の概要を公開している。

例：森林の状況、伐採結果を示した資料の定期的更新、生物調査の定期的実施、環境影響が評価できるシステム等

原則 9 . 貴重な自然の森を守っている。

私たちは、その森林が持つ「豊かさ」を維持し、また高めていかななくてはなりません。特に、保護する価値の高い貴重な森林については、細心の注意を払う必要があります。

9.1 : 貴重な自然の森の保護については森林管理の規模や内容に応じて判断している。

9.2 : 貴重な自然な森の維持管理の方法を確かめている。

9.3 : 貴重な自然な森の管理計画を立て、その概要を公開している。

9.4 : 年一度の定期チェックを実施している。

例 : ブナ自然林、湖沼・河川・溪流の水辺自然林 (自然植生) 生物多様性の高い二次林、社寺林等

原則 10 . 人工林の形成が自然の森に影響を及ぼしていない。

人工林 (植林) は、林産物の需要に積極的にこたえるとともに、地域社会にも貢献するものでなくてはなりません。そして、自然の森の保全や復元に貢献するものでなくてはなりません。

10.1 : 自然の森の保全が、植林の目的に含まれること。植林の管理は、計画的で確実に実行されること。

10.2 : 人工林の計画と配置が自然の森に影響を及ぼしていない。

10.3 : 植林するときは、生物が多様な森をつくる。

10.4 : 植林する樹種は、その土地にあったものを選ぶ。

10.5 : 森林管理をおこなう区域の自然の生態系に配慮する。

10.6 : 土の「豊かさ」を保つ、あるいは高める手段をとる。

10.7 : 病害虫の発生や森林火災などを防ぐ手段をとる。

10.8 : 植林についての定期チェックは、生態学的そして社会的影響を考慮しておこなわれること。

10.9 : 1994 年 11 月以降に自然の森から人工林に変えた場合は、通常、認証の対象とはならない。

例 : 自然の森を伐採して人工林へと切り替える拡大造林、隣接する森林への影響等